

## 熊本県養育費確保支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 知事は、養育費の取決めを行うひとり親に対し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費（以下「公正証書等作成経費」という。）及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費（以下「養育費保証契約締結経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものをいう。
- (2) 児童 二十歳に満たない者をいう。
- (3) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。
- (4) 公正証書等 強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等、債務名義としての効力を有するものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、熊本県内の町村に居住し、交付申請時においてひとり親であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める受給要件の全てを満たす者とする。

#### (1) 公正証書等作成経費

- ア 養育費の取決めに係る経費を負担した者
- イ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- エ 過去に同一の児童を対象として、養育費の取決めを交わした同内容の文書に係る補助金等を交付されていない者

#### (2) 養育費保証契約締結経費

- ア 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある者
- ア 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- イ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ウ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- エ 過去に同一の児童を対象として、養育費保証に関する補助金等を交付されていない者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 公正証書等作成経費

公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料（養育費の取決めに係る部分に限る。）、家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代（養育費の取決めに係る部分に限る。）、裁判所に納付する連絡用郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用、その他知事が認めるもの

(2) 養育費保証契約締結経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用

2 補助金の額は、前項第1号及び第2号の経費ごとに、5万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書を作成した日（令和4年（2022年）4月1日以後の日に限る。）又は養育費保証契約を締結した日（令和4年（2022年）4月1日以後の日に限る。）の翌日から6か月以内に、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合には、この限りではない。

2 前項の申請書兼実績報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 公正証書等作成経費

- ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- イ 世帯全員の住民票
- ウ 補助対象となる経費の額が確認できる領収書等、書類の写し
- エ 養育費の取決めを交わした公正証書等の写し
- オ その他、知事が必要と認めるもの

(2) 養育費保証契約締結経費

- ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- イ 世帯全員の住民票
- ウ 児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合）又は当該申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年）の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書
- エ 補助対象となる経費の額が確認できる領収書等、書類の写し
- オ 養育費の取決めを交わした公正証書等の写し
- カ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
- キ その他、知事が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類について速やかに審査し、交付の可否及び補助金額について決定するものとする。

2 知事は、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金交付決定（確定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の審査の結果、補助金の交付が不相当であると認めるときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 知事は、前条第2項の規定による通知を行った場合は、申請者に対し、請求書（様式第4号）を提出させ、速やかに補助金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第2項の交付決定通知を受けた者は、その翌日から起算して10日以内に限り、申請の取下げを行うことができることとする。

2 前項の取下げは、交付申請取下書（様式第5号）を知事に提出して行うものとする。

(決定の取消し)

第9条 知事は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は養育費保証契約を保証期間中に解約されたとき（養育費権利者の責によらない場合を除く。）は、第6条第2項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(養育費受給状況報告書の提出)

第10条 本補助金の交付を受けた者は、交付決定日の1年後の月末までに、養育費受給状況報告書（様式第6号）を県へ提出するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和4年10月5日から施行する。

2 この要領による改正後の熊本県養育費確保支援事業補助金交付要領第5条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

## 附 則

- 1 この要領は、令和5年4月20日から施行する。
- 2 この要領による改正後の第5条の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要領による改正後の第10条の規定は、令和4年4月1日から適用する。